

3月6日(日) 第35回 石川クリーン作戦 やすらぎとふれあいの水辺「石川」の自然を守ろう!

開催中止となりました

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため「第35回 石川クリーン作戦」は中止いたします。

【問合せ】 環境衛生課 / 下水道建設課

ごみの分別収集にご協力ください

市では、ごみを4分別(もえるごみ・もえる大きなごみ・もえないごみ・資源ごみ)で収集していますが、分別せずに出されたごみにより、作業員の負傷、ごみ収集車両や柏羽藤クリーンセンターでの**火災、爆発事故**が発生しています。

また、**もえるごみに包丁がそのままの状態**で入れ

られ、清掃作業員が足を負傷する事故も発生しています。

※もえるゴミは段ボール箱等に入れず、無色透明袋もしくは白色半透明で中身の見える袋をご使用ください。
今後とも分別収集にご協力をお願いいたします。

【問合せ】 環境衛生課

公共下水道に切り替えましょう

公共下水道は、快適な環境づくりはもちろん、河川や水路、海などの水質保全に大きな効果をもたらします。公共下水道が整備された区域は、「処理区域」として告示されます。この処理区域内の建築物の所有者は次のことが義務付けられています。

①くみ取り便所は水洗便所に

下水道法の規定により、くみ取り便所は告示の日から3年以内に水洗便所に改造し、その他の生活排水も公共下水道に接続しなければなりません。

②浄化槽はすみやかに公共下水道へ接続

既に浄化槽を設置している場合でも、すみやかに浄化槽を廃止し、直接公共下水道へ接続してください。

③建物の新築

処理区域内で建物を新築する場合は、公共下水道に接続しなければなりません。

※排水設備工事は、市の排水設備指定工事店でないとできません。

※告示日から3年以内に公共下水道に接続した場合は、助成金や改造資金の斡旋もありますので、問い合わせください。

☎ 下水道総務課



浄化槽の適切な維持管理を

大阪府では、2月を「生活排水対策推進月間」と定め、各家庭から排出される生活排水の適正処理を進めています。浄化槽をご使用の方は、保守点検と清掃にあわせて、知事指定検査機関(一般社団法人 大阪府環境水質指導協会 ☎ 072-257-3531)が実施する浄化槽法に基づく定期検査を年1回、受ける必要があります。これら維持管理を正しく行うことにより、浄化槽が適正に機能していることを確認し、良好な処理水質が確保できるよう努めましょう。

☎ 藤井寺保健所生活衛生室衛生課 ☎ 072-952-6165

